

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

和東町役場建設事業課から大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、**「水道法の一部を改正する法律」**が、令和元年10月1日に施行されることに伴い、指定給水装置工事事業者は**5年ごとの更新**が必要になります。

指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)。
期限内に更新申請されなければ、失効となりますので、ご注意ください。
更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**郵送にて通知**をします。なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません**。



指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日から令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日から令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日から令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日から令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日から令和6年9月29日までの5年間

◎指定更新の要件は新規申請と同じ3項目

- ①給水装置工事主任技術者の選任
 - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ★水道法(以下法令という)第25条の3及び水道法施行規則(以下省令という)第20条に準拠

◎更新申請に必要な書類

- ★省令第18条に準拠
- ・**様式第1**及び**第2**
- ・**機械器具調書**
- ・法人→**定款**及び**登記事項証明書**
- 個人→**住民票**
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は**技術者証**等)
- ・**更新料:10,000円**

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
 - ②業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
 - ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
 - ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
- ★法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業及び運営の基準についての確認

◎確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等(自社内研修は不要)
- ・施工者の経験の有無
- ・配管技能の資格の有無



▽お問い合わせ先▽

和東町役場建設事業課 上下水道係
TEL:0774-78-3007(直通)

